

I. と き : 6月14日(土) 20:00~22:30

II. と こ ろ : つつじが丘集会所

III. 出席者 : (役職省略、順不同)

(松が丘)	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	■	■	■	■	■	■	■	■	■
(つつじが丘)	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	■	■	■	■	■	■	■	■	■

IV. 議長あいさつ (つつじが丘・■)
省略

V. 自治会長あいさつ
1. 松が丘自治会長 (■)

もっとも近隣の自治会として、また八木山小学校下の自治会として、相互に連帯意識を向上させることは喜ばしいことである。今回の初顔合は、その意味で有意義である。今後各役員協力をお願いしたい。

2. つつじが丘自治会長 (■)

昨年は松が丘自治会とつつじが丘自治会とが運動会を協力して行なうことができ、八木山小学校下のスポーツ活動としての実績を確立し得たことは喜ばしいことである。今後は、更にはその活動を各務原市の一員として個々の活動に結びつけて発展させてゆきたい。今回の連合役員会は総論的なものになるかもしれないが、忌憚のない意見を述べていただきたい。

VI. 出席役員紹介

VII. 議題

1. 体育関係

(1) 八木山校下体育振興会設置について若月体育指導委員から次の事項について説明があった。

- (1) 体育振興会の目的と方針
- (2) 55年度各務原市の社会体育組織
- (3) 各務原市体育振興会の概要
- (4) 各務原市体育振興補助金
- (5) 八木山小学校下体育振興会の設置(提案)

(2) 八木山小学校体育振興会会則案の提案が別紙のとおりなされた。

(3) 前記振興会設置について、次の意見が出された。

(1) 総論賛成であるが、市からの押しつけと受けとられかねない。松が丘としては、設置の機運に到っていないので、この役員会で設置を決定するのを待って欲しい。

(松が丘)

- (12) 体育振興の補助金をもらう主体を明確にするため、まず組織をつくってもよいのではないか。実質的な活動については今後具体化することにしてはどうか。(つじ丘)
- (11) 別個で開催した運動会においても、補助金をもらっていた。連合組織として補助金をもらい、各々の自治会に分配していた。
- (10) 運動会を合同で行なう場合、運動場を借りやすいので、体育振興会をつくり、その組織のもとで合同で運動会を行なう方がよい。その意味で振興会が必要ではないか。(つじ丘)
- (9) 運動会は自治会の行事である。市の体育振興会の組織下で行なうのではなく、自治会単独の行事として行なうべきであるとの意見を無視できない。従って振興会設置を保留したい。(松が丘)
- (8) 実質的に体育指導員が自治会行事や校下での体育指導の役割を果しているのだから、組織化は問題があるのではないか。
- (7) 市の補助金 行政の是正かいるのではないか
- (6) 振興住宅地として市に意見、要望を出すとき、組織として、しかも組織の充実に考へての行動が必要である。体育振興会はその組織の一つであると考えよう。
- (5) 最近組織が複雑化して実体が伴わぬという面も考慮する必要もある。
- (4) 補助金を戻取ることによって、市行政の抑付けを容れざるを得なくなるのではないか。

(4) 職員代行

この問題は各自治会で更に継続して検討する。

(5) 要望 ()

合同運動会を今年も開催するか否かの結論は、計画準備の都合上、早急に出してもらいたい。

教育指導、婦人会、子供会、PTA 関係

- (1) 青少年育成市民会議の概要と現況について説明があった()。それによると自治会、PTA、子供会、教員、警察署関係者で、各学年青少年育成推進会議を充足させ、各校下で活動の組織ができています。しかし、八木山小学校下にはできていない。組織化を自治会で検討願いたいとの趣旨説明であった。
- (2) 各学年市連合婦人会に松が丘婦人会が加入しているか。他の婦人会は校下単位で活動していて活発である。八木山小学校下婦人会として人的にも質的にも充実させるため組織化を希望したい、との意見が述べられた。
- (3) 両自治会の子供会は比較的連携を保っている。
- (4) PTA 簡易保険事務を PTA 会員以外にも取扱いの範囲を拡大したい、との要望が PTA 会長から述べられている。

(5) 以下、議長の提案で、上記議題の処理をいかに考へるかという点で出席者のコンセンサスを導く方向で検討することになった。その結果、

(1) 組織化するという総論では賛成できる

(2) 組織化できるものから取組む方がよい。

(3) 各自治会で更に検討し、次回の連合役員会で議める。(次回は両会長の調整で開催される)。

(6) なお、この結果を得る過程で次の意見が述べられ、同意を得たものもあった。

(1) 合同運動会では世帯数が多いので、出席回数が少なくなっていることも考慮すべきである。

(2) 組織化は行政面だけでなく、市民主体を考へるべきである。

(3) 大局的の処置も必要である。

(4) 校下組織を考へる場合、学校側を組織に組み込むことも必要である。

(5) 選出された役員が活動しやすい組織にすべきである。

(6) 連合化の目的、必要性の説明が不足しているのではないか。

(7) 連合組織にすることによって、子供達が自治会帰属を意識する事が参加できるメリットを考へる必要がある。

(8) 未組織状態にあっても、警察等の発言を合同で行ないたい。

(9) 公共的施設に対する問題処理も、できるだけ両自治会合同で行ないたい。

(10) 市の押しつけ行政の中で、校下単位で対処してゆくことも必要である。

(11) 将来も校下の車(輪)を考へて、校下単位で活動すべきである。

(12) 簡易保険事務問題は自治会として関知しない。

(以上担当 XXXXXXXXXX)

別紙： 体育振興の主要な要点
各務原市八木山校下体育振興会会則(案)

添付省略
以上